

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第30号

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

「

指導室

研修課

研究課

カリキュラム開発支援センター

第1条中 教員養成支援室 を

東山泉小中学校開設準備室

学校統合推進室

」

「

指導室

研修課

研究課

カリキュラム開発支援センター  
に改める。

教員養成支援室

学校統合推進室

計画課

」

第2条第2項中「，東山泉小中学校開設準備室及び学校統合推進室」を削り，同条第4項中「学校統合推進室に計画課長及び」を「学校統合推進室計画課に」に改める。

第3条第3項中「(前条第4項に規定する課長を除く。),」を「及び」に改め，「及び係長(前条第3項及び第4項に規定する係長を除く。)」を削り，同条第4項中「(前条第4項に規定する課長を含む。)」を削る。

第4条指導室の款東山泉小中学校開設準備室の項及び学校統合推進室の項を削り，同款

の次に次の1款を加える。

学校統合推進室

計画課

- (1) 小規模校における教育上の諸問題の解決に向けた学校統合についての計画立案に関すること。
- (2) 小規模校における教育上の諸問題の解決に向けた学校統合についての調査研究に関すること。
- (3) 小規模校における教育上の諸問題の解決に向けた学校統合についての連絡調整等に関すること。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)